

2026年4月^{から}

新しい「公益信託制度」が始まります！



「信託する」って
どういうこと？

「信託する」というのは、自分が持っているお金や土地などの財産を、信頼できる人・団体（受託者）に預けて、自分の代わりに管理運用してもらうことです。

『私の財産を預けるので、適切に管理運用して下さい！』というイメージです。



信託って、
「どんな目的」で
利用されるの？

信託は、財産を預ける時にその目的を決めます。

よくある目的は、『財産を貯める・増やす』『財産を守る』『財産を次の世代につなぐ・譲る』『財産を人や社会のために役立てる』といったものです。



「公益信託」って
どんな信託なの？

信託には、『家族や特定の誰か』のために使うもの、というイメージがありますが、公益信託は、財産を特定の誰かではない、社会全体のために役立たせられるよう預けるものです。

『僕・私が亡くなった後も、ずっと世の中のために財産を役立てて欲しい！』という時に、寄附のツールの1つとして使ってください。

「信託協会ホームページ「イチから学ぶ信託 信託ってなに？ 信託の仕組み」に基づき、内閣府にて作成

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者から受託者（担い手）**に託された**財産**を用いて、**受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動**を継続的に行う仕組みです。

公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

新しい「公益信託制度」のポイント

POINT 1 **担い手の範囲が拡大**

POINT 2 **信託財産・信託事務の範囲が拡大**

POINT 3 **透明性の高い認可・監督の仕組みへ**



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」